

令和7年度ふぐ処理者試験受験案内

1 試験日・科目

(1)第1日目

①試験日 令和8年1月 27 日(火)(試験時間は受験票を送付する際にお知らせします)

②科 目

ア 学科試験

試験内容	衛生法規、水産食品の衛生に関する知識、ふぐに関する知識 (計 40 問)
試験時間	50 分間
解答方法	4つの選択肢から該当するものを一つ選び、その番号を解答欄に記入する。

イ 実技試験 ※出願者数等に応じて実施方法を一部変更する場合があります。

試験内容	ふぐの種類の識別(実物ふぐを使用)
試験時間	3分間
解答方法	5種類のふぐについて、該当する名称を語群から選び、その番号を解答欄に記入する。

(2)第2日目

①試験日 令和8年1月 28 日(水)(試験時間は受験票を送付する際にお知らせします)

②科 目 実技試験

試験内容	ふぐの処理技術およびふぐの内臓の識別
試験時間	30 分間
実施方法	ふぐの処理を行い、食べられる部分と食べられない部分を識別し、それぞれのバットに並べる。 (ちり材料をつくる工程、てっさを引く工程、さめ皮を引く工程は含みません。) 10種類の臓器(生殖巣を含む)を分離し、該当する名称札を置いて解答する。

2 試験場所

滋賀県立男女共同参画センター (近江八幡市鷹飼町 80-4)

JR近江八幡駅下車南口から
500m(徒歩 10 分)、または
近江八幡駅南口から近江バ
ス「鷹飼南」下車すぐ



3 受験資格

なし

4 願書の受付期間等および場所

(1) 期間

令和7年 11 月 28 日(金)から 12 月5日(金)までの土曜日、日曜日を除く午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

(2) 場所

滋賀県内の各保健所または滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

※各保健所での受付は、原則として、その管内に居住または就業している方とします。

県外にお住まいの方は県庁生活衛生課で受付を行います。

【各保健所管轄区域】

草津保健所 : 草津市、守山市、栗東市、野洲市

甲賀保健所 : 甲賀市、湖南市

東近江保健所 : 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町

彦根保健所 : 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

長浜保健所 : 長浜市、米原市

高島保健所 : 高島市

大津市保健所 : 大津市

(3) 提出方法

◆受験者本人が直接、受付場所へ提出してください。

5 願書提出時に持参する書類等

(1) 受験願書 1部 (規則様式第6号による)

(注) 氏名、生年月日は戸籍のとおり正確に記入してください。住所が会社の中やアパート、他人と同居などの場合は必ず「〇〇内」「〇〇方」まで書いてください。

(2) 写真 1枚

縦4.5cm、横3.5cmとし、出願前6ヵ月以内に撮影した脱帽・上半身・正面向きの写真

(顔が不鮮明または、サイズの小さい写真は認められませんのでご注意ください。)

※裏面に「氏名と撮影年月日」を記載し、受験願書の写真ちよう付欄に貼り付けてください。

(3) 試験手数料

① 7,800 円(滋賀県収入証紙での納付または、各保健所(大津市保健所を除く)もしくは県庁でのキャッシュレス決済となります。)

(注) 滋賀県収入証紙は、滋賀銀行の本店、滋賀県内支店・出張所、県庁会計管理局会計課、各合同庁舎(大津市を除く)および平和堂一部店舗で購入できます。(販売場所は下記ページでもご確認ください) 収入印紙と間違えないよう注意してください。

※滋賀県ホームページ「滋賀県の収入証紙について」

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/19962.html>)

② 実費負担

第2日目に実施する実技試験(ふぐの処理技術)に使用するふぐの代金は受験者の負担としますので、試験当日に現金でお支払いください。金額は受験票を送付する際にお知らせします。

※提出いただいた書類および手数料は返却・払い戻しをいたしませんのでご承知願います。



6 注意事項

- (1)受験願書は、楷書で正しく記入してください。
- (2)住所が会社内やアパートまたは他人と同居の場合は、必ず「〇〇内」「〇〇方」等まで記入してください。
- (3)受験票は郵送しますが、令和8年1月20日(火)になっても届かない場合はご連絡ください。
- (4)試験の実施の延期または中止がある場合は、滋賀県ホームページ「食の安全情報」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/16737.html>)に掲載しますので、ホームページを御確認いただくか、当課までお問い合わせをお願いいたします。

7 合格発表

令和8年2月27日(金)午前10時に県庁正面玄関前掲示板、各合同庁舎(ただし、大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。)の行政情報コーナーおよび各保健所掲示板、滋賀県ホームページ「食の安全情報」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/16737.html>)に合格者の受験番号を掲示し、合格者には合格証を送付します。
なお、電話による合否の問い合わせには一切応じません。

◎滋賀県ホームページ「食の安全情報」

食の安全情報は右記QRコードから確認できます。



8 試験結果の開示

次のとおり試験結果の開示を受けることができます。ただし、開示できる試験結果は受験者本人のものに限ります。

(1) 期 間

令和8年2月27日(金)から3月27日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 時 間

午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
(ただし、令和8年2月27日(金)は、午前10時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)

(3) 場 所

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課
(大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁新館2階)

(4) 持参するもの

令和7年度ふぐ処理者試験受験票

(5) 開示する内容

学科試験および実技試験の総合得点および科目別得点

9 問い合わせ先、願書配布・提出先

南部健康福祉事務所(草津保健所)	草津市草津三丁目 14-75	電話 077-562-3549
甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所)	甲賀市水口町水口 6200	電話 0748-63-6149
東近江健康福祉事務所(東近江保健所)	東近江市八日市緑町 8-22	電話 0748-22-1266
湖東健康福祉事務所(彦根保健所)	彦根市和田町 41	電話 0749-21-0284
湖北健康福祉事務所(長浜保健所)	長浜市平方町 1152-2	電話 0749-65-6664
高島健康福祉事務所(高島保健所)	高島市今津町今津 448-45	電話 0740-22-3552
大津市保健所	大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 1 階	電話 077-522-6757
滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	大津市京町四丁目 1-1	電話 077-528-3643